

柏市 商連だより

●発行/柏市商店会連合会
 柏市東上町7-18 柏商工会議所会館508
 TEL.04-7163-7421 FAX.04-7163-5151
 ●URL / <http://www.kashiwa-shouren.jp/>
 ●MAIL / info@kashiwa-shouren.jp
 ●発行人/会長 笠原輝幸
 ●編集/広報委員会

日頃思っている事・令和日記⑱ 笠原輝幸

再確認！ 柏市商店会連合会の公式サイトを活用しましょう！



には多大なるご理解とご協力を頂きましたことを心より御礼申し上げます。

令和4年に入り、新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の猛威に歯止めがからず、感染拡大は勢いを増し、減少傾向に向かう目途も見えてきていない状況が続いています。

まん延防止等重点措置の範囲や期間も広がっていく中で、新種のオミクロン変異株の市中感染も発見され、お子様達への感染が広がり、市内幼稚園・小中高等学校におけるクラスターが日々報告されています。

3回目のワクチン接種も遅れ、新型コロナウイルス感染症との戦いの先を見通す事が難しい日々を送る生活が続いています。

そのような状況の中ではございますが、柏市商店会連合会発行の『がんばるゾウプレミアム商品券』事業にしましては、本年度も無事に事業に取り組むことが出来ました。商店会の皆様、加盟店の皆様、サポーターズ加盟店の皆様、大型店の皆様

には多大なるご理解とご協力を頂きましたことを心より御礼申し上げます。

本年度は1550万円の消費喚起につなげる事が出来ました事をご報告申し上げます。また市民の方々から、来年度はいつ頃というお問い合せをいただくなど、2年間続けて開催させていただいたプレミアム商品券事業は市民の皆様浸透し、定着していく可能性を感じています。

柏市商店会連合会では、コロナ過・Withコロナの日々が続く中で、冷え込んでしまった市内商業の活性化に向け、様々な施策事例や、この先の時代の変化やニーズを考え、分析しながら事業計画を作っていくとを考えています。

全ての加盟店様における効果分析を行いながら、日々変化する情報や時代ニーズを見極めながら、柔軟に対応できる商連の事業体制を整備していきたいと考えています。

柏市行政に協力依頼を行っている、官民連携による柏市ポイントカード事業による市内循環型経済再生による活性化の実現とともに、商連として加盟店様を取り込んだ形の新しい事業の

分析・計画・実施に力を入れていきたいと考えています。

新型コロナウイルス感染症の第6波の猛威の中ではございますが、感染対策の基本を再認識し、Withコロナの時代にも適応出来る情報発信型事業の整備にも力を入れていきます。

3月には塩野義製薬の新型コロナウイルス感染症治療の経口薬も使用が開始される報道もされ、少しずつでも明るい兆しが見えていく事を前向きに考えながら、今一度、加盟店の皆様には情報発信整備のご協力をいただきたいと思っております。

つきましては、柏市商店会連合会の公式サイトを活用を再度ご案内させていただきます。公式サイトには、加盟店様の情報ページをご用意させていただいております。

お店の基本情報やキャッチコピー、サービスや商品情報の掲載を再度お願いをさせていただきます。柏市公式サイト内・経済産業部商工振興課の情報ページ内の関連する他機関へのリンクにおいて、商業につきましては柏市商店会連合会公式サイトへのリンクが正式に掲載されている状況です。

商連公式サイトへは、店舗基本情報や商品情報として最大20枚の写真画像の掲載が可能になっています。

公式サイトへの店舗情報の登録シートの配布を以前行わせていただきましたが、情報公開がされていない加盟店様が多いのが現状でございますので、再度、商連公式サイトへの有効活用のご案内をさせていただきます。

ネットからの情報登録フォームを活用していただき、お店舗情報の登録を行っていただけます。スマホで写真を撮っていただき、アクセスしていただき登録作業まで行えます。

柏市商店会連合会といたしましては、加盟店様情報の公開率を100%に向けていきたいと考えています。登録されました情報を有効活用し、公式LINE(お友だち1500名)やメールマガジン(読者登録数8000名)や各種SNSにおいて事業・イベント情報や加盟店様PR等に活用していく計画でございます。

さらに会員制の独自SNSの公開準備も行っていきます。お忙しいお時間の中、お手数でございますが、自店情報が商連公式サイトに公開されているかをご確認いただき、情報登録をお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行っていただきながら、皆様のお身体へのご自愛をお願い申しあげ、今後とも柏市商店会連合会をよろしくお願い申し上げます。

商連加盟店情報登録URL: <https://kashiwa-shouren.jp/Form/>

大切なのは 全員参加!



新型コロナウイルス特措法に基づく協力要請等について

令和4年1月19日、国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、1月21日から2月13日までの間（3月6日まで延長）、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（重点措置区域）として、千葉県を公示するとともに、基本的対処方針を示しました。

これを踏まえ、千葉県では、対策の内容を、以下のとおりとしました。

なお、内容については、今後も、国の動向、県内及び隣接都府県の感染状況等を踏まえ、随時見直しを行っていきます。

1 基本的対処方針の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備え、医療提供体制の強化、ワクチン接種の促進、治療薬の確保等の取組を進める。こうした取組により、重症化する患者数が抑制され、病床ひっ迫がこれまでより生じにくくなり、感染拡大が生じても、国民の命と健康を損なう事態を回避することが可能となる。今後は、こうした状況の変化を踏まえ、感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を図る。

その上で、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合に

は、強い行動制限を機動的に国民に求めるとともに、政府の責任において、新型コロナウイルス感染症以外の通常医療の制限の下、緊急的な病床等を確保するための具体的な措置を講じる。

2 県における基本的な考え方

国の基本的対処方針に沿った措置を行う。

感染リスクを引き下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指す。

感染の拡大が認められる場合に、速やかに効果的な感染対策等を講じるとともに、医療がひっ迫するような感染拡大が生じた場合には、強い行動制限を機動的に県民・事業者に求める。まん延防止等重点措置の実施に当たっては、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となつている場面に効果的な対策を徹底する。

地域は千葉県全域、期間は国の方針を踏まえ1月21日から3月6日までとする。

3 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく協力要請について

（1）県民の皆様へ
感染リスクが高い場所への外出

等の自粛【第24条第9項】

混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動を自粛してください。

不要不急の都道府県間の移動特に、緊急事態措置区域との往來は、極力控えてください。

飲食店等（認証店・確認店以外の飲食店等）の利用を自粛してください。

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては、移動の自粛要請の対象外とします。

飲食時の注意【第24条第9項】
飲食店を利用する際は、同一グループ・同一テーブル4人以上（乳幼児、介助者等やむを得ない場合を除く）としてください。

なお、結婚披露宴を行う場合、参加者全員がPCR等検査を受け、陰性のときは、同一テーブル5人以上でも可。

※3日以内のPCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原量検査を含む）又は1日以内の抗原定性検査の結果が陰性の場合。なお、未就学児（概ね6歳未満）については、同居する

の親等の監護者が同伴する場合には検査を不要。
会話をする際は、必ずマスクを着用するようお願いします。
飲食店を利用する際は、お店から求められる感染防止策に協力してください。

換気が良く、座席間の距離が確保されている 又は 適切な大きさのアクリル板等が設置されている店を選んでください。
食事は短時間で、深酒をせず、大声を出さないでください。
箸やコップは使いまわさないでください。
手指消毒を徹底してください。

飲食店を利用する際は、感染防止対策について県が認証・確認している「千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店」、「千葉県飲食店感染防止基本対策確認店」を利用してください。
自宅等で同居家族以外の方が集まって飲酒をするいわゆる「宅飲み」や飲酒を伴わないホームパーティー等においても、飲食時の注意を守ってください。

21時以降 飲食店の利用自粛【第31条の6第2項】
認証店及び確認店の営業時間を21時まで短縮するよう要請しますので、21時以降は飲食店を利用しないでください。
基本的な感染対策を徹底【第24条第9項】
「3つの密」の回避、「人と人

との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いやアルコール消毒などの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染対策を徹底してください。

「10のポイント」新しい生活様式の実践例「感染リスクが高まる「5つの場面」等の回避を参考にしてください。

業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用してください。

風邪症状等、体調不良が見られる場合は、受診以外は、出勤登校を含め、外出を控えましょう。なお、特に発熱等の症状があるときは、感染リスクを下げるため、あらかじめ医療機関に連絡してください。

検査について
感染リスク等が高い環境にある等の理由により感染している可能性に不安を抱える方、又は、あらかじめ感染不安を解消しておきたい事情がある方が、希望する場合、検査を無料で受けることができます。

この検査を希望される場合、ワクチン接種の有無に関わらず、県に登録した薬局、検査機関等において検査が受けられます。なお、これは新型コロナウイルス等対策特別措置法第24条第9項に基づく、知事の要請として扱われます。

区域は県内全域、期間は令和4年1月31日までとしています

が、当面の間、延長します。ただし、感染拡大に伴い、医療機関などで行う症状のある方の検査を優先すべき状況になったとき等は、変更または中止することがあります。

本事業の対象は、無症状の方です。軽度の発熱、倦怠感など、少しでも体調が悪い方は、医療機関の受診をお願いします。

本事業の検査結果は、新型コロナウイルスの患者であるかどうかの確定診断を示すものではありません。また、検査で陰性となった場合も、感染している可能性が否定されたわけではありません。引き続き、基本的な感染予防策の徹底をお願いします。

検査で陽性となった場合は、必ず速やかに医療機関を受診してください。検査拠点から保健所や医療機関に検査結果を連絡をすることはなく、医療機関を受診しない限り、治療が開始されません。

（2）事業者の皆様へ
①**全ての事業者等の皆様へ【第24条第9項】**
業種別ガイドラインを遵守してください。

【お願い】
人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の削減の取組を推進するとともに、接触機会の低

減に向け、職場に出勤する場合でも時差出勤、自転車通勤等を強力に推進してください。

職場においては、感染防止のための取組（マスクの着用、手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、ドアノブ・スイッチ等の複数人が触れる箇所の消毒、発熱等の症状がみられる従業員の出動自粛、軽症者に対する抗原簡易キット等を活用した検査、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、社員寮等の集団生活の場での対策等）や、「3つの密」及び「感染リ

スクが高まる「5つの場面」等

を避ける行動を徹底するよう促してください。特に、職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、化粧室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう、周知してください。

職場や店舗等において、「感染拡大防止対策チェックリスト」により、感染拡大防止のための取組を適切に行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、それを確実に実践し、感染拡大防止対策を徹底してください。また、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されて

いない場合は、類似する業種のガイドラインを参考に対策を徹底してください。

取り組んでいる感染拡大防止対策について、店舗等への掲示やホームページへの掲載により、県民にわかりやすく公表してください。

※職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請については、「職場における感染防止対策の徹底に関するその他の要請」を御確認ください。

徹底した換気を行ってください。例えば、二酸化炭素濃度測定器を用いて店内を測定し、二酸化炭素濃度が一定水準

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- ① 感染防止の3つの基本…①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い
- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は熱中症に十分注意する。
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替え

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に）
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）

は、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

- 移動に関する感染対策
- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ませ
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養

(4) 働き方の新しいスタイル

- すれ違ふときは距離をとる
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン
- 公共交通機関の利用
- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用
- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 持ち帰りや出前、デリバリー
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて
- イベント等への参加
- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない
- 対面での打合せは換気とマスク
- 対面での打合せは換気とマスク
- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

(1,000ppm) を超えないように換気や収容人数を調整してください。

機械換気設備がある場合は適切に稼働させ、ない場合は、30分に1回以上、数分程度、二方向の窓を全開するなどにより換気量を確保してください。窓が一つしかない場合は、ドア等を

高年齢や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行ってください。

慮を行ってください。

職場において従業員が、感染者や濃厚接触者となった場合に備えて、社会経済活動の維持と感染防止対策の両立のため、業務継続計画の策定や点検、見直しなどをご検討ください。

② 「飲食店」・「施設（飲食店を除く）」の皆様へ
県の営業時間の短縮要請等に

金の申請時に、チェックリストや休業又は営業時間の短縮を行ったことなどを確認できる書類等を提出していただきますので、書類等の作成・保管をお願いします。

ワクチン接種済証等やPCR等検査の陰性証明の提示による人数制限の緩和は実施しません。また、飲食店の感染防止対策を徹底するため、見回りを行います。詳細は県のホームページなどでご確認ください。

いづれにしてもウイズコロナの状況は変わりません。今一度「新しい生活様式」の実践例をご確認ください。

ARアプリでお店のPRを!

ARアプリ『COCOAR(ココアル)』を利用して、商連だよりの紙上でお店のPRをしてみませんか?

ARとは、「Augmented Reality」の略で、日本語では「拡張現実」と呼ばれています。スマートフォンやARグラス越しで見ると、現実世界にナビゲーショョンや3Dデータ、動画などのデジタルコンテンツが出現し、現実世界に情報を付加してくれる技術です。ゲームやイベントでの利用をはじめ、産業界で業務効率や生産性を向上に使用されたり、ビジネス分野でも企業の広告やプロモーション・販売促進に使われたりと、活用の幅広さから多くの企業に注目されています。

最初に、スマホにQRコードでARアプリ『COCOAR(ココアル)』をダウンロードして下さい。『COCOAR』を起動し、アプリのカメラで画像をスキャンすることにより、動画などをスマートフォン上に起動させることができます。任意の画像をARコンテンツの読み取り用のマーカーに設定し、商連だよりに掲載するだけで、商店の紹介、店主からのメッセージ、お勧め商品(逸品)の紹介などにも対応可能です。ご希望の商店会、商店は、商連事務局までお気軽にご相談ください。



柏市役所 経済産業部商工振興課より

情報提供のお願い

商店会会員事業者の中で、倒産・閉店・撤退・退会等の情報がありました時や、会員外の市内事業者についても同様の情報を把握された場合につきましては、お手数をおかけいたしますが、商工振興課まで情報提供いただきますよう、よろしくお願いたします。

柏市役所 経済産業部商工振興課

直通電話番号 04-7167-1141

FAX 04-7162-0585

商連加盟店紹介コーナー

写真をARアプリ(COCOAR)で読み取りますと、動画が閲覧出来ます。



商連のロゴがARマーカーになっています。このロゴをアプリでスキャンすると、プレミアム商品券チラシの左上半分の掲載店舗のPR動画が流れます。

昭和31年創業、地元光ヶ丘の牛乳屋さん。
森永乳業の宅配専門商品をご自宅に配達致します。

牛乳や乳飲料をはじめグルコサミンやラクトフェリンなど健康に欠かせない成分を強化した機能性飲料なども宅配致します。



光ヶ丘商店会 **渋谷乳販**

代表：渋谷博孝

〒277-0065 千葉県柏市光ヶ丘 2-15-12

☎ 04-7172-3601

営業時間：8:00～17:00 定休日：日曜日

<https://eshop-hikarigaoka.com/2019/04/14/shibuya/>

【五十肩】で、最近どんどん関節が固くなってきた…
【椎間板ヘルニア】と診断され、電気治療を続けているが本当に治るか不安…
【変形性関節症】と言われ、注射をしているが、根本的に治す方法を知りたい!
【外反母趾】で、どんなクツを履いても痛くなって困っている…
こんな方のためになることこそが、私の志事です!
ご存知であればご紹介頂けると嬉しいです!!

柏銀座通り商店会 Physio-studio プラスワン

2人に1人は紹介・クチコミでお越しいただいています。



『原因解明～根本解決～再発予防』をトータルサポート!

<http://www.physiostudio-plus1.com/>

〒277-0011 千葉県柏市東上町 3-4 1F

(JR常磐線 柏駅東口より徒歩9分、駐車場1台完備)

広告募集中

商店会やあなたのお店を
商連だよりでPRして
みませんか?

1枠(41mm×94mm) 5,000円

商連事務局 TEL 04-7163-7421



イベント情報

商連関連・その他

- ・広報委員会 3月4日(金)
- ・第12回理事会 3月24日(木)

お知らせ

●商連では、商連の公式サイトとして、ホームページを公開し

ています。

<https://kashiwa-shouren.jp>

各商店会、各加盟店で閲覧頂き、内容の確認をお願い致します。内容の訂正、写真の差し替え、情報の削除や追加などがございますしたら、対応致しますので、お早めに商連事務局までご連絡下さい。



デイサービスそわそわしながら紅をさす 美照
九十の春を待たずに義母が逝く 嗚呼

笑連川柳募集中! 身のまわりのちよつとした出来事を、五・七・五にまとめて川柳を作ってみませんか? ファックスかメールで商連事務局まで。ご応募をお待ちしております。

DUSK!N

ダスキンますお台店

0120-444-415